1 年・組・氏名

富里市立富里中学校校長 山本 典孝

## 出席停止について (季節性インフルエンザ)

学校保健安全法第19条により、下記のとおり出席の停止を指示します。

年 組

季節性インフルエンザについては、医師による「登校許可証明書」の提出は求めませんが、必ず<u>医</u>師の診察をうけ、指示に従い(治癒確認時の受診について、必ず医師に確認してください。治癒確認時の受診が必要がない場合もあります。)登校をさせるようお願いします。

登校する際には、下記のインフルエンザ登校許可証明書を<u>保護者が記入し</u>、学校に提出してください。

氏名

2	抦	名		<u>インフ)</u>	ルエンサ	<del>-</del>					
3	出席停止		<b>*</b>	発症した	た日、解	熱した日	<b>いつ解熱し</b> の翌日が り・・・・	-	-	まで	
			インフ	ルエン	ザ登校	許可証明	書( <u>保護</u>	者記	<u>入</u> )		
Ē	富里市立富里	具中学校£	長様								
	出席傳	<b>李止期間</b> を	を終えま	したの゛	で、本日	より登む	<b>させます</b> 。	Þ			
1	登校許可年	<b>F</b> 月日	令和	年	月	日から	<u>。</u> (発症し7 (解熱し7			月月	日) 日)
2	医療機	関名									
	令和 年	三月	日			<u></u>	組	<u>氏</u> 名	7		
						<u>保護者</u> 氏	:名			卸	

## インフルエンザと診断された際の対応・手順について (小学生以上)

富里市教育委員会

子ども	発症 ⇒ <b>医師の診察を受ける</b> 。
	インフルエンザと診断された場合は <b>学校へ連絡をする</b> 。
	【出席停止期間】発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過す
	るまで
	療養 ⇒医師の指示のもと、 <b>療養する。</b>
	治癒 ⇒医師に <b>登校の許可を確認する。(再受診を指示されない場合もある。)</b>
	再登校の際は、 <b>インフルエンザ登校許可証明書(保護者記入)を持参</b> し、
	証明書は学校長に提出する。
保護者	発症(医療機関受診) ⇒インフルエンザと診断された場合は、医師から「発症し
	た日」を伝えられるので、記録しておく。
	⇒学校に診断結果を連絡する。(電話連絡可)
	学校長より出席停止を指示される。
	(「出席停止について」の通知文が学校から出される)
	書類を保護者が受け取りに来てください。
	(HP からのダウンロード可)
	療養(出席停止期間) ⇒医師の指示のもと療養をさせる。
	(家庭で健康観察をおこなう)
	治癒(受診または指示)⇒医師による再登校の許可を確認する。
	※治癒確認時の再受診が必要ない場合もある。
	⇒登校許可証明書を記入し、子どもに持たせる。
医師	・患者を診察して、インフルエンザと診断をしたら、「発症した日」を保護者に伝
	え、療養について指導をする。
	・再登校に際しては、他への感染のおそれがないことを確認し、再登校してもよい
	ことを保護者に口頭で伝える。(治癒確認は初回診察時の指示により再受診が必要
	な場合もある)
	※インフルエンザについては、医師の指示に従い、保護者が登校許可証明書を記載
	する。
学校長	・保護者からインフルエンザの報告を受けたら、出席停止を指示するとともに、
	「出席停止について」の通知文を渡し、出席停止中の保護者の対応や再登校をす
	る際の登校許可証明書の提出について説明をする。

## ※ 出席停止の期間の基準(例)

水 1	木 2	金 3	± 4	日 5	月 6	火 7	水 8	木 9
•	1	2	3	4	5	,		
発症			解熱		•	►O 登校		
			ЛТЖ	1	2	ᅭᄉ		
					解熱-		-	0
						1	2	登校

- ・水曜日に発症した場合、水曜日を 0日目と数えます。
- ・土曜日までに解熱すれば、月曜日 まで出席停止で火曜日から登校 できます。
- ・月曜日に解熱した場合は、木曜日 から登校できます。